

福井都市計画地区計画の決定(松岡町決定)

1. 地区計画の方針

名 称	小畑第1 地区計画	
位 置	松岡町小畑8字 他	
面 積	約 1.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は松岡町の中心部より南に約2km離れた吉野地区に位置し、周辺は水田と斜面緑地に囲まれた良好な自然環境が形成された市街化調整区域内の地区である。</p> <p>このような地区において、建築物等に関する規制・誘導を通じ、合理的かつ健全な土地利用と環境整備を図ることにより、周辺環境と調和した生産環境を保全し、地域の雇用確保と産業振興を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区は、市街化調整区域内において、周辺の自然環境や田園景観と調和したゆとりある工業地とし、良好な環境の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>周辺環境と調和のとれた良好な環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行うとともに、建ぺい率、容積率の最高限度、建築物の高さ最高限度、敷地規模の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限を定め、工業地の景観を整備し保全する。</p>

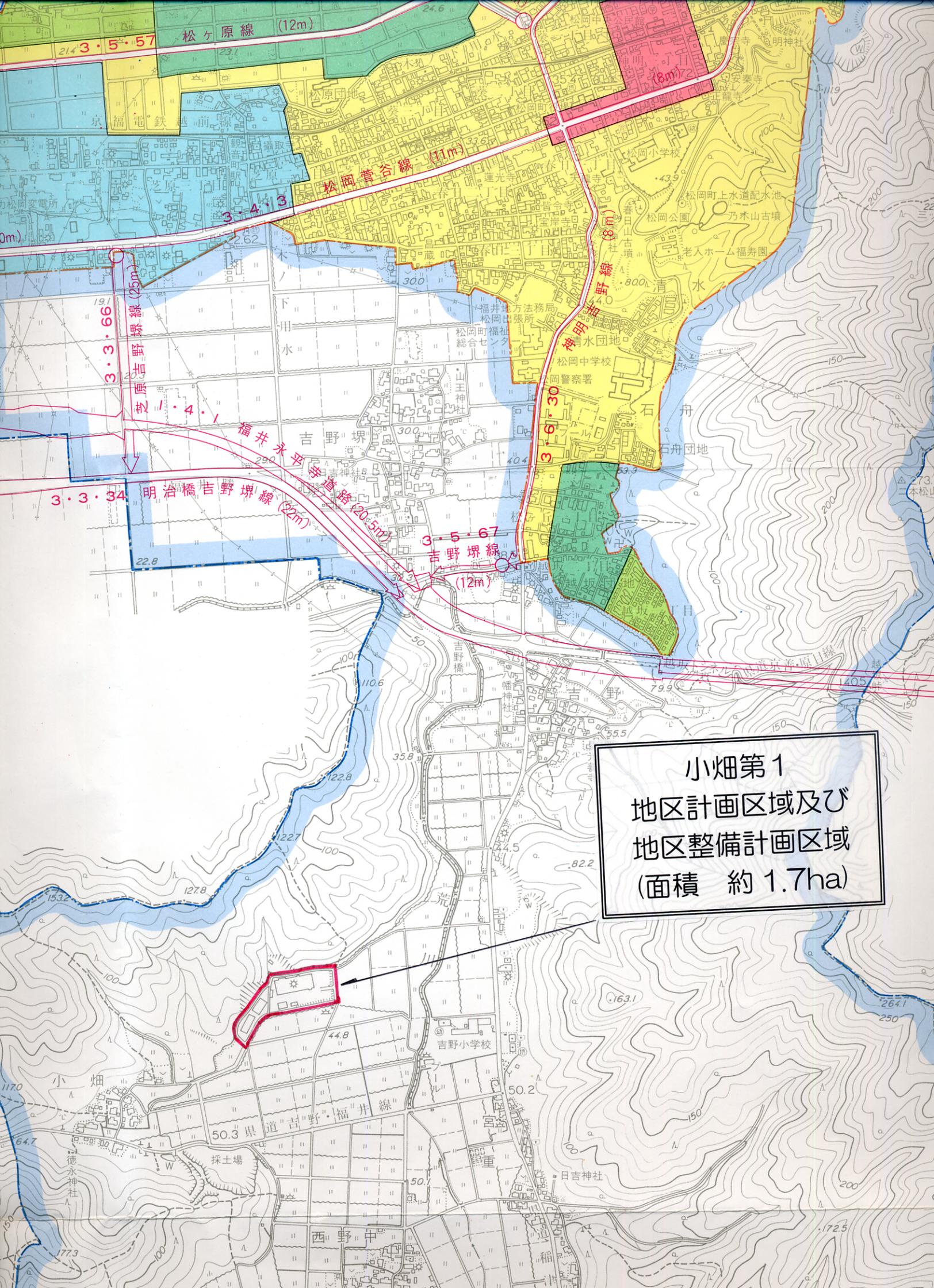
2. 地区整備計画

地区整備計画	位 置	松岡町小畑8字 他		
	面 積	約 1.7ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>当地区内に建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法別表第二の(ぬ)の1に掲げる準工業地域内に建築してはならない工場以外の工場 2. 前号に掲げる建築物に付属する事務所、倉庫等 	
		建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	80%	
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	50%	
		建築物等の高さの最高限度	12m	
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は2.0m以上とする。</p>	
		建築物等の形態・意匠の制限	<p>外壁又はこれらに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化調整区域において、周辺の環境と調和した、地域の雇用や産業の振興に資する土地利用を図るため。



小畑第1
地区計画区域及び
地区整備計画区域
(面積 約 1.7ha)